

平成 2 7 年 9 月 1 8 日

平成 2 7 年
第 3 回野洲市議会定例会
発議書関係資料

野 洲 市 議 会

常任委員会等に関する規定の見直しの概要

平成27年9月18日

【課題・問題点】

- ・委員会運営の規則性や統一性の欠如
- ・委員会調査・審査の活性化

① 委員会条例の一部改正

※ 第30条の委任規定を改正

② 会議規則の一部改正

※ 会議規則は、原則本会議に関する規定に特定し、委員会の運営に関する規定は、新規制定の委員会規則へ規定替え

委員会規則の新規制定

※ 委員会運営の基本的なルールを集約

【主な内容】

○会議の欠席に関する規定の改正（議会会議規則抜粋 ※委員会規則にも同内容を規定）

〔会議の欠席要件を明記〕

- ・議員の負傷又は疾病による療養
- ・議員又は議員の配偶者の出産
- ・親族等の死亡
- ・親族等の看護
- ・その他

（会議の欠席）

第2条 議員は、次に掲げる場合は、会議を欠席することができる。

- (1) 議員が、負傷又は疾病のために療養する必要がある場合
 - (2) 議員又は議員の配偶者が、出産する場合
 - (3) 議員の配偶者、父母、子、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又は配偶者の父母が、死亡した場合
 - (4) 議員の配偶者、父母、子若しくは配偶者の父母の負傷又は疾病により、議員が、その者を看護する必要がある場合
 - (5) その他会議を欠席する相当の理由があると認められる場合
- 2 前項の規定により会議を欠席することができる期間は、議長が別に定める。
- 3 第1項の規定により会議を欠席しようとする議員は、その理由を付して、当日の開議時刻までに議長に欠席届（別記様式）を提出しなければならない。ただし、特にやむを得ない理由により開議時刻までに提出できなかった場合には、その理由を付して事後において欠席届を提出することができる。

○委員会規則（新規制定）の主な内容（議会委員会規則抜粋）

※ 制定根拠は委員会条例第 30 条！

（趣旨）

第 1 条 この規則は、野洲市議会委員会条例（平成 16 年野洲市条例第 185 号。以下「条例」という。）第 30 条の規定に基づき、同条例に規定する野洲市議会の委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

※ 討論に代えて委員間討議！

（委員間の討議）

第 10 条 委員長は、討論に代えて、野洲市議会基本条例（平成 22 年野洲市条例第 31 号）第 13 条の規定に基づく委員間の討議を行うことができる。

※ 資料の要求を可能に！

（資料の要求）

第 13 条 委員会が、関係機関に対し、審査又は調査のために資料又は記録の提出を求めようとするときは、会議に諮ってこれを決定する。

※ 発言は簡明に！

（発言内容の制限）

第 31 条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、当該発言者に対し指導することができる。

3 委員長は、前項の規定による指導に従わない発言者に対し、当該発言を禁止することができる。

※ 発言の取消し、訂正をルール化！

（発言の取消し又は訂正）

第 37 条 発言した委員は、会議中に限り、委員会の許可を得て自己の発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。この場合において、発言の訂正は、発言中の字句に限るものとし、発言の趣旨が変更されるものであってはならない。

※ 正副委員長の互選方法を明記！

（正副委員長の互選の方法）

第 38 条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。

3 第 1 項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。

4 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第 1 項の互選について、指名推選の方法を用いることができる。

5 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り、委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

※ 請願者に説明機会の付与！

（紹介議員及び請願者の委員会出席）

第 47 条 委員会は、請願の審査のために必要があると認めるときは、会議において紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の求めがあったときは、これに応じなければならない。

3 議会運営委員会は、請願者から申出があったときは、その者に対し、請願の趣旨の説明又は意見の陳述の機会を与えるものとする。

野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後	備考
目次 第1章 通則 (第1条―第13条) 第2章 会議 <u>及び規律</u> (第14条―第21条) 第3章～付則 【略】 第1条～第7条 【略】 (委員の選任) 第8条 【略】 2・3 【略】 4 前項の規定により所属を変更した常任委員会の委員の任期は、第3条 <u>(常任委員会の委員の任期)</u> 第2項の規定の例による。 5 【略】 第9条～第13条 【略】 第2章 会議 <u>及び規律</u> 第14条 【略】 (定足数) 第15条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第17条 <u>(委員長及び委員の除斥)</u> の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。 第16条 【略】 (委員長及び委員の除斥) 第17条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に關する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することはできない。ただし、委員会の同	目次 第1章 通則 (第1条―第13条) 第2章 招集、審査等及び規律 (第14条―第21条) 第3章～付則 【略】 第1条～第7条 【略】 (委員の選任) 第8条 【略】 2・3 【略】 4 前項の規定により所属を変更した常任委員会の委員の任期は、第3条 <u>第2項の規定の例による。</u> 5 【略】 第9条～第13条 【略】 第2章 招集、審査等及び規律 第14条 【略】 (定足数) 第15条 委員長は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ委員会を開くことができない。ただし、第17条 <u>の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</u> 第16条 【略】 (委員長及び委員の除斥) 第17条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に關する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することはできない。ただし、委員会の同	【地方自治法抜粋】 第109条 1から8 【略】 9 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に關し必要な事項は、条例で定める。 見出しの削除 章名を具体的表現に変更 字句の整理

改正前	改正後	備考
意があつたときは、<u>会議</u>に出席して、発言することができ。 (委員会の公開等) 第18条 委員会は、これを公開する。 2 委員長は、必要があると認めるときは、<u>傍聴人の退場を命ずることができ。</u> 第19条・第20条 【略】 (秩序保持に関する措置) 第21条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号）、<u>野洲市議会会議規則（平成16年野洲市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）</u>又はこの<u>条例</u>に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。 2・3 【略】 第22条～第27条 【略】 (参考人) 第28条 【略】 2 【略】 3 参考人については、第25条（公述人の発言）、第26条（委員と公述人の質疑）及び前条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。 (記録) 第29条 委員長は、職員をして会議____の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。 2 前項の記録は、議長が保管する。 (委任) 第30条 この条例に定めるもののほか、委員会____	意があつたときは、<u>委員会</u>に出席して、発言することができ。 (委員会の公開等) 第18条 委員会は、これを公開する。 2 委員会の傍聴に関し必要な事項は、<u>野洲市議会規則で定める。</u> 第19条・第20条 【略】 (秩序保持に関する措置) 第21条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号）、<u>この条例又は同条例に基づく野洲市議会規則</u>に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。 2・3 【略】 第22条～第27条 【略】 (参考人) 第28条 【略】 2 【略】 3 参考人については、第25条____、第26条____及び前条____の規定を準用する。 (記録) 第29条 委員長は、職員に<u>委員会の議事</u>の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。 2 前項の記録は、議長が保管する。 (委任) 第30条 この条例に定めるもののほか、<u>委員会の運営</u>	傍聴に関しては、野洲市議会規則（傍聴規則）に委任する。⇒議会傍聴規則第11条（委員会の傍聴への準用） 会議規則から野洲市議会規則（委員会規則）に変更 表現の具体化 会議規則から野洲市議会規則（委員会

改正前	改正後	備考
に関しては、<u>会議規則</u>の定めるところによる。 付 則 (常任委員の定数に関する特例) 2 第2条に規定する常任委員会の委員の定数については、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出された議員が常任委員に選任されるまでの間、<u>同条第1号中「8人」とあるのは「12人」と、同条第2号中「8人」とあるのは「11人」と、同条第3号中「8人」とあるのは「11人」とする。</u>	に関しては、<u>野洲市議会規則</u>の定めるところによる。 付 則 (常任委員の定数に関する特例) 2 第2条に規定する常任委員会の委員の定数については、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出された議員が常任委員に選任されるまでの間、<u>同条第2項第1号に規定する委員会にあっては12人と、同項第2号及び第3号に規定する委員会にあっては11人とする。</u> 付 則 この条例は、平成27年10月1日から施行する。	規則) に委任先を変更

野洲市議会委員会規則(新規制定)

※「趣」は、新たに加えた内容を示す。

野洲市議会委員会規則(案)		備考
目次		
第1章 総則(第1条—第6条)		
第2章 審査(第7条—第24条)		
第3章 秘密会(第25条・第26条)		
第4章 発言(第27条—第37条)		
第5章 委員長及び副委員長の互選(第38条)		
第6章 表決(第39条—第45条)		
第7章 請願の処理(第46条・第47条)		
第8章 規律(第48条)		
第9章 会議の記録(第49条—第51条)		
第10章 補則(第52条)		
付則		
第1節 総則		
(趣旨)		
第1条 この規則は、野洲市議会委員会条例(平成16年野洲市条例第185号。以下「条例」という。)第30条の規定に基づき、同条例に規定する野洲市議会の委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。	新【委員会条例抜粋】 (委任) 第30条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関しては、野洲市議会規則の定めるところによる。	
(議長への通知)		
第2条 委員長は、条例第14条第1項の規定により、委員会を招集しようとするときは、あらかじめ議長に開会の日時、場所、付議事件等を通知しなければならない。ただし、議会の会期中に委員会を招集する場合で、議会運営委員会(条例第5条に規定する議会運営委員会をいう。以下同じ。)において開催日時等が決定されている場合は、この限りでない。	会議規則第65条から規定替 新ただし書を追加 【委員会条例抜粋】 (招集) 第14条 委員会は、委員長が招集する。 2 【略】	
(会議の欠席)		
第3条 委員は、次に掲げる場合は、委員会の会議(以下「会議」という。)を欠席することができ。 (1) 委員が、負傷又は疾病のため療養する必要がある場合 (2) 委員又は委員の配偶者が、出産する場合 (3) 委員の配偶者、父母、子、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又は配偶者の父母が、死亡した場合	新欠席届出の義務及びその様式を明記 ○欠席の理由を明記 ・ 負傷又は疾病 ・ 出産(新設) ・ 親族等の死亡(新設)	

野洲市議会委員会規則(案)		備 考
(4) 委員の配偶者、父母、子若しくは配偶者の父母の負傷又は疾病により、その者を看護する必要がある場合 (5) その他会議を欠席する相当の理由があると認められる場合 2 前項の規定により会議を欠席することができている期間は、議長が別に定める。 3 第1項の規定により会議を欠席しようとする委員は、その理由を付して、当日の会議の開会時刻までに委員長に欠席届(様式第1号)を提出しなければならない。ただし、特にやむを得ない理由により開会時刻までに提出できなかった場合には、その理由を付して事後において欠席届を提出することができる。 (委員会の開会の禁止) 第4条 委員会は、議会の会議中は、これを開くことができない。 (委員会の開閉) 第5条 委員会の開会、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。 2 委員長が、委員会の開会を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。 (定足数に関する措置) 第6条 委員長は、会議の開会時刻後相当の時間を経ても、なお出席している委員の数が定足数に達しないときは、委員会の散会を宣告することができる。 2 委員長は、会議中に定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員の退席を制止し、又は委員会室の外にいる委員に出席を求めることができる。 3 委員長は、会議中に定足数を欠くに至ったときは、休憩又は散会を宣告する。 第2章 審査 (議題の宣告) 第7条 委員長は、会議に付する事件を議題とするとときは、その旨を宣告する。 (一括議題) 第8条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで、会議に諮って一括議題の可否を決定する。 (審査の順序) 第9条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うことを例とする。	・親族等の看護(新設) ・欠席の期間は、議長が別に定める。 ・欠席届の様式を規定 ・事後の欠席届の提出を規定 会議規則第66条から規定替 新開閉の宣告を規定 新 新 新 新	

野洲市議会委員会規則(案)		備 考
(委員間の討議) 第 10 条 委員長は、討論に代えて、野洲市議会基本条例（平成 22 年野洲市条例第 31 号）第 13 条の規定に基づく委員間の討議を行うことができる。		があれば討論を行うこととしております。 新 討論の代替としての委員間の討議を規定 【議会基本条例抜粋】 (討議による合意形成) 第 13 条 議会は、議員による討議の場であることを認識し、議長及び委員会の委員長は、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。 2 本会議及び委員会の審議は、議員相互間の十分な討議を尽くして、合意形成に努めるものとする。この場合において、議会は、その結果に関し、市民に対して説明責任を十分に果たさなければならない。 3 議員は、前 2 項による議員相互間の討議を拡大するため、政策、条例、意見書等の議案を積極的に提出するように努めるものとする。
(先決動議の表決順序) 第 11 条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決定する。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで、会議に諮って表決の順序を決定する。		新
(動議の撤回) 第 12 条 動議の提出者は、会議の議題となった当該動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を得なければならない。		新
(資料の要求) 第 13 条 委員会が、関係機関に対し、審査又は調査のために資料又は記録の提出を求めようとするときは、会議に諮ってこれを決定する。		新 【解説】 委員会で一般に行われている資料要求は、事実上の要求であり、法的な拘束力はないが、委員会審査の充実のためには、特段の理由がない限り、これに応じるべきであるという解釈がある。 本件について、本規則において明確化するものがある。
(委員の議案の修正) 第 14 条 委員は、修正案を発議しようとするときは、あらかじめ委員長にその案を提出しなければならない。		会議規則第 69 条から規定替
(分科会)		会議規則第 70 条から規定替（小委員会の規定を削除）

野洲市議会委員会規則(案)		備 考
第15条 委員会は、審査又は調査のために必要があるとき、議決により委員会に分科会を設けることができる。		
(連合審査会) 第16条 委員会は、審査又は調査のために必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。		会議規則第71条から規定替
(証人の出頭又は記録の提出の要求) 第17条 委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条の規定による調査を委任された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長にその旨を申し出なければならぬ。		会議規則第72条から規定替 【地方自治法抜粋】 第100条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあっては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあっては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。)に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。
(所管事務の調査) 第18条 常任委員会(条例第2条第2項各号に規定する常任委員会をいう。)は、その所管に属する事務について調査をしようとするときは、その事項、目的、方法、期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。 2 議会運営委員会が、地方自治法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。		会議規則第73条から規定替 【地方自治法抜粋】 第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。 2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。 3 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。 (1) 議会の運営に関する事項 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3) 議長の諮問に関する事項 4～9 [略]

野洲市議会委員会規則(案)		備 考
(委員の派遣) 第 19 条 委員会は、審査又は調査のために委員を派遣しようとするときは、あらかじめ日時、場所、目的、経費等を記載した委員派遣承認要求書（様式第 2 号）を議長に提出し、その承認を得なければならない。		・ 会議規則第 74 条から規定替 新 ・ 委員派遣承認要求書の様式を規定
(議事の継続) 第 20 条 会議の中止又は休憩のために事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。		新
(少数意見の留保) 第 21 条 委員会において少数で廃棄された意見であって、他に出席委員 1 人以上の賛成があるものは、委員は、これを少数意見として留保することができる。 2 前項の規定により少数意見を留保した委員が、その意見を議会に報告しようとするときは、第 23 条に規定する委員会報告書が提出されるまでに、委員長を経て少数意見報告書（様式第 3 号）を議長に提出しなければならない。		・ 会議規則第 76 条から規定替 新 ・ 少数意見報告書の様式を明記 ※ 少数意見の留保とは？ 委員会における表決結果、多数を得られず廃棄された意見で、本会議における審議の際、委員長が行う委員会の結果報告と合わせて、自ら少数意見としてそれを報告する権利を保持しておくことをいう。
(議決事件の字句、数字等の整理) 第 22 条 委員会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。		新 〔委員会条例抜粋〕 (委員長の議事整理権及び秩序保持権) 第 11 条 委員長は、委員会の議事を整理し、及び秩序を保持する。
(委員会報告書) 第 23 条 委員会は、事件の審査又は調査が終わったときは、委員長から議長に報告書を提出しなければならない。		会議規則第 77 条から規定替
(閉会中の継続審査) 第 24 条 委員会は、議会の閉会中もお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付して、委員長から議長にその旨を申し出なければならない。		会議規則第 75 条から規定替 【地方自治法抜粋】 第 109 条 1 から 7 [略] 8 委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。
第 3 章 秘密会		
(指定者以外の者の退場)		新 〔委員会条例抜粋〕

野洲市議会委員会規則(案)		備 考
第 25 条 委員長は、条例第 19 条の規定により秘密会を開くときは、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を委員会室の外へ退去させなければならない。	(秘密会) 第19条 前条第1項の規定にかかわらず、委員会 は、その議決で秘密会とすることができる。 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議に ついては、委員長は、討論を用いないで委員会に諮 って決定する。	
(秘密会の記録) 第 26 条 秘密会の議事の記録は、これを公表しない。 2 秘密会の議事は、何人も秘密性が継続する限り、他に漏らしてはならない。	新	
第 4 章 発言 (発言の許可) 第 27 条 委員は、委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。	新 発言については、委員長の許可を得ることを規定す るものである。	
(委員の発言) 第 28 条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会に おいて別に発言の方法を定めたときは、この限りでない。	会議規則第 67 条から規定替 ただし書は、本会議のように発言通告や回数の制約 等を行う場合をいう。 〔地方議員ハンドブック抜粋〕 本会議においては、質問と異なり、案件に対する質 疑は、原則として、その案件の疑義を説明することに 限定され、意見を述べることができない。 しかし、委員会では、案件の疑義を説明することに 加え、委員の意見を述べるができる。	
(委員外議員の発言) 第 29 条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議 員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。 2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、議決によりその可否を決定する。	会議規則第 68 条から規定替 (現状では、議会運営委員会に委員外議員として副議 長が出席している。)	
(委員長の発言) 第 30 条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着いて発言し、発言が終わった 後は、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わる までは、委員長席に復することができない。 2 前項の場合において、委員長の職務は、副委員長が代行する。	新 委員長の発言の際の職務代行 (副委員長) を明記	
(発言内容の制限)	新 ・本条の発言には、答弁者の発言を含む。 ・発言の簡明さを明記	

野洲市議会委員会規則(案)	備 考
第31条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。 2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、当該発言者に対し指導することができ 3 委員長は、前項の規定による指導に従わない発言者に対し、当該発言を禁止することができ	【地方自治法抜粋】 第129条 普通地方公共団体の議会の会期中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。 2 議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。
(発言時間の制限) 第32条 委員長は、必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。 2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用い	新
ないで、会議に諮って発言時間の制限について決定する。 (議事進行に関する発言) 第33条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならぬ。 2 議事進行に関する発言が、前項の規定に反すると認めるときは、委員長は、直ちに当該発言を	新
制止しなければならない。 (発言の継続) 第34条 委員の発言が、会議の中止又は休憩のために中断された場合は、更にその議事を始めた	新
ときは、当該委員は、前の発言を続けることができる。 (質疑又は討論の終結) 第35条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。 2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論終結の動議を提出す	新
ることができる。 3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に諮ってその終結を決	新
定する。 (表決時の発言制限) 第36条 委員は、表決の宣告後は、発言を求めることができない。ただし、表決の方法についての	新
発言は、この限りでない。 (発言の取消し又は訂正)	新

野洲市議会委員会規則(案)		備 考
第37条	発言した委員は、会議中に限り、委員会の許可を得て自己の発言を取り消し、又は委員長 の許可を得て発言の訂正をすることができる。この場合において、発言の訂正は、発言中の字句 に限るものとし、発言の趣旨を変更するものであってはならない。	
第5章 委員長及び副委員長の互選		
(正副委員長の互選の方法)		
第38条	委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。	新 〔委員会条例抜粋〕 (委員長及び副委員長) 第9条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置 く。 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選す る。 3 委員長及び副委員長の任期は、それぞれの委員 会の委員の任期による。
2	有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。	
3	第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。	
4	委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選について、指名推選の 方法を用いることができる。	
5	指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを 委員会に諮り、委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。	
第6章 表決		
(表決議題等の宣告)		
第39条	委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する議題等を宣告しなければならな い。	新 ※ 「表決」とは、意思決定に個々の議員（委員）が 参加し、議題等に対して賛成、反対の意思表示をす ることをいう。 また、議長（委員長）が、この表決を採ることを 「採決」という。 そして、表決の結果得られた議会（委員会）の意 思決定を「議決」という。
(不在委員)		新
第40条	表決を採る宣告の際、委員会室にいない委員は、表決に加わることができない。	
(条件の禁止)		新
第41条	表決には、条件を付けることができない。	
(表決の方法)		新
第42条	委員長は、表決を採ろうとするときは、議題等を可とする委員を挙手させ、挙手の委員の 多少を認定して可否の結果を宣告する。	
2	委員長は、必要があると認めるときは、前項の規定による表決の方法に代えて、起立又は記名 若しくは無記名の投票による表決の方法にすることができる。	挙手以外に既に予算常任委員会等で採用している起 立表決等を規定する。
(表決の訂正)		新

野州市議会委員会規則(案)		備 考
第43条 委員は、自己の表決の訂正を求めることができる。		
第44条 委員長は、議題等について異議の有無を会議に諮ることができる。この場合において、委員長は、異議がないと認めるときは、可決の旨を宣告しなければならない。		
2 委員長は、前項の宣告に対して出席委員から異議があるときは、挙手、起立又は投票の方法で表決を採らなければならない。		新 ※ 表決の種類 ① 起立表決 ② 投票表決…記名か無記名投票 ③ 簡易表決…反対者がないと予想されるとき ④ 挙手による表決 他
(表決の順序)		
第45条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を定める。		新
2 前項の表決の順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採るものとし、修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで、会議に諮って表決の順序を決定する。		
第7章 請願の処理		
(請願の審査報告)		
第46条 委員会は、請願に係る審査の結果を次の区分により、議長に報告しなければならない。		会議規則第94条から規定替
(1) 採択すべきもの		
(2) 不採択とすべきもの		
2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。		
3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係する執行機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を審査結果に付記しなければならない。		
(紹介議員及び請願者の委員会出席)		
第47条 委員会は、請願の審査のために必要があると認めるときは、会議において紹介議員の説明を求めることができる。		会議規則第93条から規定替
2 紹介議員は、前項の求めがあったときは、これに応じなければならない。		
3 議会運営委員会は、請願者から申出があったときは、その者に対し、請願の趣旨の説明又は意見の陳述の機会を与えるものとする。		新 第3項で議運での意見陳述機会の付与
第8章 規律		
(議事の妨害)		
第48条 委員会室に入る者は、携帯品により会議を妨げ、又は会議中に不必要な発言をし、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。		新

野洲市議会委員会規則(案)		備 考
第9章 会議の記録 (会議の記録の記載事項)		
第49条 委員長は、職員に次の事項を記載した会議の記録を作成させ、記名し、及び押印しなければならぬ。 (1) 開会及び散会の年月日並びに時刻 (2) 出席及び欠席した委員の氏名 (3) 説明のために出席した者の職及び氏名 (4) 会議に付した事件 (5) 議事の経過 (6) その他委員長が必要と認める事項		新 要点記録も可能である。
(会議の記録の公開)		新
第50条 会議の記録は、一般に公開する。		
(会議の記録の保存年限)		新
第51条 会議の記録の保存年限は、永年とする。		新 会議記録の永年保存を規定
第10章 補則		
(その他)		新
第52条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。		
様式第1号(第3条関係)	委員会委員長 様 欠 席 届 委員会 記 下記の会議には、次の理由により出席できないので届けます。 1 会議の期日 2 会議の名称 3 理由 年 月 日	新 欠席届様式
様式第2号(第19条関係)	野洲市議会議長 様 委員会 年 月 日	新 委員派遣承認要求書様式

野洲市議会委員会規則(案)		備 考
委員長 印 委員派遣承認要求書 本委員会は、下記により委員を派遣することに決定したので、承認されるよう野洲市議会委員会規則第 19 条の規定により要求します。 記 1 派遣日 2 場所 3 目的 4 派遣委員名 5 経費		
様式第 3 号 (第 21 条関係) 野洲市議会議長 様 委員 委員会 印 年 月 日 少数意見報告書 年 月 日開催の 委員会において留保した少数意見を、野洲市議会委員会規則第 21 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。 記 1 事件名 2 意見の要旨		新 少数意見報告書様式
付 則 この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。		

野洲市議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後	備考
目次 第1章 総則 (第1条—第13条) 第2章 議案及び動議 (第14条—第20条) 第3章 議事日程 (第21条—第25条) 第4章 選挙 (第26条—第35条) 第5章 議事 (第36条—第49条) 第6章 発言 (第50条—第64条) 第7章 <u>委員会 (第65条—第77条)</u> 第8章 表決 (第78条—第88条) 第9章 請願 (第89条—第95条) 第10章 秘密会 (第96条・第97条) 第11章 辞職及び資格の決定 (第98条—<u>第101条</u>) 第12章 規律 (第102条—第109条) 第13章 懲罰 (第110条—第116条) 第14章 公聴会及び参考人 (第117条—第123条) 第15章 <u>会議録 (第124条—第127条)</u> 第16章 協議又は調整を行うための場 (第128条) 第17章 議員の派遣 (第129条) 第18章 補則 (第130条) 付則 (<u>参集</u>) 第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集	目次 第1章 総則 (第1条—第13条) 第2章 議案及び動議 (第14条—第20条) 第3章 議事日程 (第21条—第25条) 第4章 選挙 (第26条—第35条) 第5章 議事 (第36条—第49条) 第6章 発言 (第50条—第64条) 第7章 <u>削除</u> 第8章 表決 (第78条—第88条) 第9章 請願 (第89条—第95条) 第10章 秘密会 (第96条・第97条) 第11章 辞職及び資格の決定 (第98条—<u>第101条の2</u>) 第12章 規律 (第102条—第109条) 第13章 懲罰 (第110条—第116条) 第14章 公聴会及び参考人 (第117条—第123条) 第15章 <u>会議録 (第124条—第127条の2)</u> 第16章 協議又は調整を行うための場 (第128条) 第17章 議員の派遣 (第129条) 第18章 補則 (第130条) 付則 (<u>趣旨</u>) 第1条 この規則は、<u>地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」という。)</u> <u>第120条の規定に基づき、議会の会議 (以下「会議」という。)</u> <u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</u> (<u>参集</u>) 第1条の2 議員は、<u>会議の招集の当日、開議の定刻前</u>	趣旨規定を新設 〔地方自治法抜粋〕 第120条 普通地方公共団体の議会 は、会議規則を設けなければならない。 実態に即した表現に改正

改 正 前	改 正 後	備 考
<u>し、その旨を議長に通告しなければならない。</u> (欠席の届出) 第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	<u>に議場に参集しなければならない。</u> (会議の欠席) 第2条 議員は、次に掲げる場合は、会議を欠席することができる。 (1) 議員が、負傷又は疾病のために療養する必要がある場合 (2) 議員又は議員の配偶者が、出産する場合 (3) 議員の配偶者、父母、子、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又は配偶者の父母が、死亡した場合 (4) 議員の配偶者、父母、子若しくは配偶者の父母の負傷又は疾病により、議員が、その者を看護する必要がある場合 (5) その他会議を欠席する相当の理由があると認められる場合 2 前項の規定により会議を欠席することができる期間は、議長が別に定める。 3 第1項の規定により会議を欠席しようとする議員は、その理由を付して、当日の開議時刻までに議長に欠席届(別記様式)を提出しなければならない。ただし、特にやむを得ない理由により開議時刻までに提出できなかった場合には、その理由を付して事後において欠席届を提出することができる。	○欠席の理由を明記 ・負傷又は疾病 ・出産(新設) ・親族等の死亡(新設) ・親族等の看護(新設) ・欠席の期間は、議長が別に定める。 ・欠席届の様式を規定 ・事後の欠席届の提出を規定
第3条～第6条 【略】 (会期中の閉会) 第7条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 第8条 【略】 (会議時間) 第9条 会議時間は、午前9時から午後5時までとする。 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変	第3条～第6条 【略】 (会期中の閉会) 第7条 会議に付された事件の議事が全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 第8条 【略】 (会議時間) 第9条 会議時間は、午前9時から午後5時までとする。 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変	

改 正 前	改 正 後	備 考
更することができ、ただし、出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。 3 会議の開始は、号鈴で報ずる。 (休会) 第10条 野洲市の休日を定める条例（平成16年野洲市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日は、休会とする。 2・3 【略】 4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条（議員の請求による開議）第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。 第11条・第12条 【略】 (出席催告) 第13条 法第113条（定足数）の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所（別に住所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の住所又は連絡所）に文書又は口頭をもって行う。 第14条～第18条 【略】 (先決動議の措置) 第19条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。 第20条～第28条 【略】 (投票用紙の配布及び投票箱の点検) 第29条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に	更することができ、ただし、出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いないで、会議に諮って会議時間の変更について決定する。 3 会議の開始は、ブザーその他議長の定める方法で報ずる。 (休会) 第10条 野洲市の休日を定める条例（平成16年野洲市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日は、休会とする。 2・3 【略】 4 法 第114条（議員の請求による開議）第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。 第11条・第12条 【略】 (出席催告) 第13条 法第113条（定足数）の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員又は議員の住所（別に住所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の住所又は連絡所）に文書又は口頭をもって行う。 第14条～第18条 【略】 (先決動議の措置) 第19条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いないで、会議に諮って表決の順序を決定する。 第20条～第28条 【略】 (投票用紙の配布及び投票箱の点検) 第29条 投票を行うときは、議長は、職員に 議員に	実態に即した表現に改正 室の名称改正

改 正 前	改 正 後	備 考
所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。 2 議長は、職員をして投票箱を点検させなければならない。 第30条 【略】 (投票の終了) 第31条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。<u>その宣告があつた後は、投票することができない。</u> 第32条・第33条 【略】 (選挙に関する疑義) 第34条 選挙に関する疑義は、議長が会議に諮って<u>決める</u>。 第35条・第36条 【略】 (一括議題) 第37条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用い<u>ないで会議に諮って決める</u>。 (議案等の朗読) 第38条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。 第39条 【略】 (付託事件を議題とする時期) 第40条 委員会に付託した事件は、<u>第77条(委員会報告書)の規定による報告書の提出をまつて議題とする。</u> (委員長及び少数意見の報告)	所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。 2 議長は、<u>職員に</u> 投票箱を点検させなければならない。 第30条 【略】 (投票の終了) 第31条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。―― 2 前項の宣告があつた後は、<u>議員は投票することができない。</u> 第32条・第33条 【略】 (選挙に関する疑義) 第34条 選挙に関する疑義は、議長が会議に諮って<u>当該疑義について決定する。</u> 第35条・第36条 【略】 (一括議題) 第37条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用い<u>ないで、会議に諮って一括議題の可否を決定する。</u> (議案等の朗読) 第38条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員に 朗読させる。 第39条 【略】 (付託事件を議題とする時期) 第40条 委員会に付託した事件は、<u>委員会の報告書の提出を待つて議題とする。</u> (委員長及び少数意見の報告)	2項へ規定替え

改 正 前	改 正 後	備 考
第41条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告する。 2 第76条（少数意見の留保）第2項の規定による手続を行った者は、前項の規定による報告に次いで少数意見の報告をすることができる。この場合において、少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。 3・4 【略】 第42条～第44条 【略】 （議決事件の字句及び数字等の整理） 第45条 【略】 第46条～第49条 【略】 （発言の許可等） 第50条 発言は、<u>すべて議長</u>の許可を得た後、登壇して、又は発言席でしなければならない。ただし、発言が簡単な場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。 2 【略】 （発言の通告等） 第51条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合及び発言を通告した者が<u>すべて</u>発言を終わった場合は、この限りでない。 2～5 【略】 第52条・第53条 【略】 （発言内容の制限） 第54条 発言は、<u>すべて</u>簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは	第41条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告する。 2 委員会における少数意見の留保の<u>手続</u>を行った者は、前項の規定による報告に次いで少数意見の報告をすることができる。この場合において、少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。 3・4 【略】 第42条～第44条 【略】 （議決事件の字句、数字等 の整理） 第45条 【略】 第46条～第49条 【略】 （発言の許可等） 第50条 発言は、<u>全て</u> 議長の許可を得た後、登壇して、又は発言席でなければならない。ただし、発言が簡単な場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。 2 【略】 （発言の通告等） 第51条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行に関する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合及び発言を通告した者が<u>全て</u> 発言を終わった場合は、この限りでない。 2～5 【略】 第52条・第53条 【略】 （発言内容の制限） 第54条 発言は、<u>全て</u> 簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるとき	【地方自治法抜粋】 第129条 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱

改 正 前	改 正 後	備 考
注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することが<u>できる</u>。	は、当該発言者に対し指導 <u>する</u>ことができる。	す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その日の会令に従わないときは、その日の会議が終わるまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。
3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べる<u>ことができ</u>ない。 (質疑の回数) 第55条 質疑は、同一議員につき、同一の議題について3回を超え<u>ることができない</u>。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。 (発言時間の制限)	3 議長は、前項の規定による指導に従わない発言者に対し、発言を禁止<u>することができる</u>。 4 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べる<u>ことができ</u>ない。 (質疑の回数) 第55条 質疑は、議員1人につき3回を超え<u>ることができない</u>。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。 (発言時間の制限)	
第56条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限<u>することができる</u>。 2 議長の定めた時間の制限について、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで、<u>会議に諮って決める</u>。	第56条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限<u>することができる</u>。 2 議長の定めた時間の制限について、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで、<u>会議に諮って時間の制限について決定する</u>。	
第57条・第58条 【略】 (質疑又は討論の終結) 第59条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。 2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出<u>することができ</u>る。 3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで<u>会議に諮って決める</u>。	第57条・第58条 【略】 (質疑又は討論の終結) 第59条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。 2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出<u>することができ</u>る。 3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで、<u>会議に諮ってその終結について決定する</u>。	
第60条・第61条 【略】 (緊急質問等) 第62条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、	第60条・第61条 【略】 (緊急質問等) 第62条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、<u>議</u>	

改正前	改正後	備考
一、議会の同意を得て質問することができる。<u>この場合における議会の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。</u>	員は、議会の同意を得て質問することができる。	後段規定から項への規定変更
2 <u>前項</u> の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。 (準用規定) 第63条 質問については、<u>第55条（質疑の回数）及び第59条（質疑又は討論の終結）の規定を準用する。</u> (発言の取消し又は訂正) 第64条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、<u>発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。</u> 第7章 委員会 (議長への通知) 第65条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。 (会議中の委員会の禁止) 第66条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。 (委員の発言) 第67条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見	2 <u>議長は、前項の同意を得ようとするときは、討論を用いないで会議に諮らなければならない。</u> 3 <u>第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。</u> (質問の回数) 第62条の2 <u>質問は、議員1人につき3回を超えることができない。ただし、一問一答方式で質問する場合は、この限りでない。</u> (準用規定) 第63条 質問については、<u>第59条第1項の規定を準用する。</u> (発言の取消し又は訂正) 第64条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。この場合において、<u>発言の訂正は、発言中の字句に限るものとし、発言の趣旨を変更するものであってはならない。</u>	質問回数を明記 準用規定の見直し ただし書から後段への規定変更
第7章 委員会 (議長への通知) 第65条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。 (会議中の委員会の禁止) 第66条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。 (委員の発言) 第67条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見	第7章 削除 第65条から第77条まで 削除	委員会規則に規定替え 委員会規則に規定替え (以下第77条まで同じ)

改 正 前	改 正 後	備 考
を述べることができる。ただし、委員会において別に <u>発言の方法を決めたときは、この限りでない。</u> <u>(委員外議員の発言)</u> 第68条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必 要があると認めるときは、委員でない議員に対しその 出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。 2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があった ときは、その可否を決める。 <u>(委員の議案修正)</u> 第69条 委員は、修正案を発議しようとするときは、そ の案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。 <u>(分科会又は小委員会)</u> 第70条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認 めるときは、分科会又は小委員会を設けることができ る。 <u>(連合審査会)</u> 第71条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認 めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開く ことができる。 <u>(証人出頭又は記録提出の要求)</u> 第72条 委員会は、法第100条（調査権）の規定による調 査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の 提出を求めようとするときは、議長に申し出なければ ならない。 <u>(所管事務等の調査)</u> 第73条 常任委員会は、その所管に属する事務について 調査しようとするときは、その事項、目的、方法、期 間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。 2 議会運営委員会が、法第109条第3項に規定する調査 をしようとするときは、前項の規定を準用する。 <u>(委員の派遣)</u> 第74条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しよ		

改 正 前	改 正 後	備 考
うとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。 (閉会中の継続審査) 第75条 委員会は、閉会中もおお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、議長に申し出なければならない。 (少数意見の留保) 第76条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。 2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。 (委員会報告書) 第77条 委員会は、事件の審査又は調査が終わったときは、報告書を作り、議長に提出しなければならない。 第78条～第86条 【略】 (簡易表決) 第87条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができ、異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。 (表決の順序) 第88条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。	第78条～第86条 【略】 (簡易表決) 第87条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができ、この場合において、議長は、異議がないと認めるときは、可否の旨を宣告しなければならない。 2 議長は、前項の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、起立の方法で表決を採らなければならない。 (表決の順序) 第88条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。	後段に規定替え ただし書から2項へ規定替え

改 正 前	改 正 後	備 考
2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、<u>原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</u> 3 <u>修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。</u> 第89条 【略】 第90条～第92条 【略】 (紹介議員の委員会出席) 第93条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、<u>紹介議員の説明を求めることができる。</u> 2 <u>紹介議員は、前項の求めがあつたときは、これに応じなければならない。</u> (請願の審査報告) 第94条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。 (1) <u>採択すべきもの</u> (2) <u>不採択とすべきもの</u> 2 <u>委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。</u>	2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。―― 3 <u>前項の表決の順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採るものとし、修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って表決の順序を決定する。</u> 第89条 【略】 (請願書の撤回) 第89条の2 <u>請願者は、請願書を撤回するときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となつたものについては、議会の承認を得なければならない。</u> 第90条～第92条 【略】 第93条及び第94条 削除	請願書の撤回規定を新設 委員会規則に規定替え 委員会規則に規定替え

改正前	改正後	備考
3 <u>採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係執行機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。</u> 第95条～第97条 【略】 第11章 辞職及び資格の決定 (議長及び副議長の辞職) 第98条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、<u>辞表</u>を提出しなければならない。 2 前項の<u>辞表</u>の提出があったときは、<u>その旨</u> 議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許可を決める。 3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、<u>その旨を次の議会に報告しなければならない。</u> (議員の辞職) 第99条 議員が辞職しようとするときは、議長に<u>辞表</u>を提出しなければならない。 2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。 第100条・第101条 【略】	第95条～第97条 【略】 第11章 辞職及び資格の決定 (議長及び副議長の辞職) 第98条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、<u>辞職願</u>を提出しなければならない。 2 前項の<u>辞職願</u>の提出があったときは、<u>その旨を議会</u>に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許可を決定する。 3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、<u>その旨を次の議会に報告しなければならない。</u> (議員の辞職) 第99条 議員が辞職しようとするときは、議長に<u>辞職願</u>を提出しなければならない。 2 議員の辞職願の提出があったときは、議長は、<u>その旨を議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許可を決定する。</u> 3 議長が閉会中に議員の辞職を許可したときは、<u>直ちにその旨を議員及び執行機関に報告しなければならない。</u> 第100条・第101条 【略】 (決定書の交付) 第101条の2 議長は、議会が議員の被選挙権の有無又は<u>法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法</u>第127条第1項の規定による決定をしたときは、<u>決定を</u>	閉会中の議員辞職の場合の報告義務を新規に規定 決定書の交付手続を新規に規定 〔地方自治法抜粋〕 第92条の2 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公

改正前	改正後	備考
第12章 規律 第102条～第109条 【略】 第13章 懲罰 第110条～第116条 【略】 第14章 公聴会及び参考人 第117条～第123条 【略】 第15章 会議録 第124条～第127条 【略】 第16章 協議又は調整を行うための場 【以下略】	求めた議員及び決定を求められた議員に対し、決定書を交付しなければならない。 第12章 規律 第102条～第109条 【略】 第13章 懲罰 第110条～第116条 【略】 第14章 公聴会及び参考人 第117条～第123条 【略】 第15章 会議録 第124条～第127条 【略】 (会議録の保存年限) 第127条の2 会議録の保存年限は、永年とする。 第16章 協議又は調整を行うための場 【以下略】 別記様式（第2条関係） 野洲市議会 議長 様 野洲市議会議員 ⑩ 年 月 日 下記の会議には、次の理由により出席できないので届けます。	共同体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない 第127条 普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるとき又は第92条の2（中略）の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は第92条の2の規定に該当するかどうかは、議員が公職選挙法第11条、第11条の2若しくは（中略）場合を除くほか、議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の3分の2以上の多数によりこれを決定しなければならない。 会議録保存期限を明記

改正前	改正後	備考
	1 会議の期日 2 会議の名称 3 理由 付 則 この規則は、平成27年10月 1 日から施行する。 記	